

静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及び「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」(平成31年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)に基づき、保育士等キャリアアップ研修実施機関(以下「研修実施機関」という。)の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町、指定保育士養成施設又は、就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 申請及び実施事業者の役員又は関係者等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等(暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

- (5) 次の要件を満たす研修を実施すること。

ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

- (ア) 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

(イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

受講者が集合して実施する研修(以下「集合型研修」という。)においてガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「内容」ごとに受講証明書を交付する場合は、1内容3時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認めた者とする。

オ 実施方法

(ア)研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

(イ)集合型研修は静岡県内で実施するものとし、日時及び会場については、受講希望者の利便性に配慮すること。

(ウ)eラーニングによる研修を実施する場合は、別紙「静岡県保育士等キャリアアップ研修のeラーニングによる実施について」の実施要件を満たすこと。

(6)ガイドラインに基づいて研修修了の確認及び評価を行うこと。

また、集合型研修により受講証明書を交付する場合は、1内容3時間以上の研修の受講について、同様に確認及び評価を行うこと。

(7)研修修了者に対し、保育士等キャリアアップ研修修了証(以下、「修了証」という。)を交付すること。集合型研修により受講証明書を交付する場合は、内容ごとに交付すること。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了等を取り消すことができる。

ア 修了証の交付

(ア)修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号(2 2) - 修了証の発行年(2桁(西暦の下2桁)) - 研修指定番号※(3桁) - 通し番号(5桁)」の12桁とすること。

※ 研修指定番号は、研修実施機関の番号(2桁)(指定時に静岡県で決定し、通知する)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

(イ) 修了証の効力

修了証については、静岡県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ 集合型研修による受講証明書の交付

(ア) 受講証明番号

受講証明番号については、「開催地区表記(漢字1文字) - 研修実施年月日(6桁(西暦の下2桁+月2桁+日2桁)) - 研修内容番号※(3桁) - 通し番号(3桁)」の11桁とする。開催地区表記及び地区に含まれる市町は以下の表のとおり。※ 研修内容番号は、別記1のとおり。

開催地区	表記方法	地区に含まれる市町
東部	東	熱海市、伊東市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部	中	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部	西	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(イ) 受講証明書の効力

受講証明書自体は、効力を有しない。ただし、静岡県及び静岡県の指定を受けた研修実施機関の研修において、1分野を満たす5内容の受講証明書の交付を受けた場合は、当該分野における修了証の発行を受けることができる。

(8) 研修修了者(集合型研修による、受講完了者)の情報管理を行うこと。

ア 研修修了者(受講完了者)名簿の作成

名簿は①から⑥までの事項を備えること。

- ① 保育士登録番号(保育士の場合に限る)
- ② 氏名・生年月日・住所
- ③ 勤務先施設の名称・所在市町名(現職の者に限る)
- ④ 修了した研修分野(受講証明書の交付を受けた内容)
- ⑤ 修了証番号(受講証明番号)
- ⑥ 修了年月日(受講完了年月日)

静岡県が他の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時に受講希望者から同意を得ること。

イ 修了証（受講証明書）の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証（受講証明書）の再発行を行うこと。

ウ 個人情報の保護

研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

研修実施機関は、研修の実施において知り得た情報をみだりに他人に知らせないこと。

(9) 適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

(指定の申請)

第3条 研修実施機関の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修実施予定日の2か月前までに、必要事項を記載した保育士等キャリアアップ研修指定申請書(以下「申請書」という。)に下記の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び研修会場見取図
- (2) 収支予算書
- (3) 研修カリキュラム
- (4) eラーニング実施計画書（eラーニングによる研修の申請のみ）
- (5) 講師履歴調書及び就任承諾書
- (6) 定款、寄付行為その他の基本約款
- (7) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (8) 決算報告書（直近1事業年度のもの）
- (9) 誓約書
- (10) その他知事が必要と認める書類

なお、必要書類のうち、(6)から(9)については指定保育士養成施設、市町の場合は不要とし、任意団体の場合は、(6)及び(7)を会則等に替えることができる。

また、eラーニングにより研修を実施する場合、(5)の就任承諾書は教材の制作者による使用承諾が分かるものに替えることができる。

2 申請者は、本要綱の施行以前に実施した研修（平成29年4月1日以降に限る。）を、この要綱の定める内容を満たした研修として指定を受けようとする場合は、前項の必要書類（(1)の研修会場見取図、(2)及び(5)の就任承諾書を除く。）に加え、この要綱に定める内容を満たした研修を実施したことを確認できる書類を申請書に添付して知事に提出しなければならない。なお、前項の提出期限はこの限りではない。

(指定の通知)

第4条 知事は、申請内容がこの要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認められる場合は、保育士等キャリアアップ研修指定通知書により指定を行う。

2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

(指定の効力)

第5条 第3条の申請に基づく指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書に以下の書類を添付して、知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。

- (1) 事業計画書及び研修会場見取図
- (2) 収支計画書
- (3) 研修カリキュラム
- (4) eラーニング実施計画書 (eラーニングによる研修のみ)
- (5) 講師履歴調書及び就任承諾書

なお、eラーニングによる研修において、(5)の就任承諾書は教材の制作者による使用承諾が分かるものに替えることができる。

3 前項の保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定内容の変更届出書)

第6条 研修実施機関は、第3条及び第5条の申請にかかる内容を変更するときは、速やかに保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書に変更に係る以下の書類を添付し知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び研修会場見取図
- (2) 収支計画書
- (3) 研修カリキュラム
- (4) eラーニング実施計画書 (eラーニングによる研修のみ)
- (5) 講師履歴調書及び就任承諾書

(実施状況の報告)

第7条 研修実施機関は、研修完了後、速やかに以下の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 修了者名簿 (受講完了者) 名簿
- (4) 研修の内容が確認できるもの (当日の資料の写し等)

(5) その他知事が必要と認める書類

(調査及び指導)

第8条 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、研修実施機関の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。また、指導による改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 知事は、研修実施機関が、次の事項のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (2) 指定申請等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。
- (3) 指定したキャリアアップ研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
- (4) 指定したキャリアアップ研修の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (5) 第7条に定める調査に応じないとき又は指導に従わないとき。
- (6) その他研修実施機関として不適切と判断されるとき。

(聴聞の機会)

第10条 知事は、第8条によりキャリアアップ研修の中止を命ずる場合及び第9条により指定の取消しを行う場合は、研修実施機関に対して聴聞を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱、ガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月8日から施行し、令和3年2月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱により提出されている様式は、改正後の静岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱の規定により提出されたものとみなす。